

自動運転バスの導入に向けた調査及び実証実験業務に係るプロポーザルについての 質問及び回答

○募集要領

(2) 各種必要書類および提出

質問	回答
「様式 1_参加表明書」について、「法人・団体名」は共同事業体の団体名ではなく、代表機関（提出者）の法人名でよいか。 また、「申請に関する担当連絡先」は、代表機関における代表者や責任者ではなく、実務担当者（実際の窓口担当者）の連絡先でよいか。	「様式 1_参加表明書」の「法人名、団体名」は共同事業体の団体名とし、代表機関の情報を併記してください。 また、「申請に関する担当連絡先」は実務担当者氏名を記載してください。
「様式 2_共同事業体結成届出書」について、「法人・団体名」は共同事業体の団体名ではなく、代表機関（提出者）の法人名でよいか。	代表機関の法人名を記載してください。
「様式 2_共同事業体結成届出書」の提出を以って、共同事業体の結成が承認されるか。（別途、事業者間での共同事業体結成の契約締結が必要となるか。） また、別途事業者間での契約締結が必要となる場合、結成に伴う契約書類等の提出は必要か。	共同事業体で応募する場合には、「様式 2_共同事業体結成届書」の提出が必要です。 事業者間の共同事業体の契約書の提出は必要ではありません。 なお、募集要領の 3 ページに記載しているとおり、共同事業体の構成員で、京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者は追加書類の提出が必要となります。
事業者間での共同事業体結成の契約締結が必要な場合、公募締切（10 月 15 日）までに契約締結が必要となるか。 仮に、公募締切までには不要な場合、締結期限はあるか。（例：貴市との契約締結日までに締結が必要 など）	共同事業体で応募する場合には、事業者間での役割分担等の取り決めが必要ですが、その手法（契約、協定等）については、本市で指定するものではありません。 なお、契約等による取り決めは、本市との契約締結日までに締結等が必要です。
「企画提案書は、提案仕様書の項目ごとに作成」と記載があるが、大項目（例：1. 自動運転の実証実験の実施に係る調査）毎に、企画提案書を別途作成するのではなく、1 つの企画提案書の中で、項目ごとに章を分け作成する理解で相違ないか。 また、中項目（例：(1) 自動運転バスの導入に関する基礎情報、調査項目、調査手法について）や小項目（ア 実証実験の候補地について）まで、全て項目ごとに企画提案書を作成する必要があるか（望ましいか）。	企画提案書は、1 つの企画提案書の中で、項目ごとに章を分けて御記載ください。 また、企画内容は小項目まで全て網羅する必要がありますが、必ずしも中項目、小項目ごとに章立てを求めるものではありません。

「見積書」の発出元の法人・団体名は、共同事業体の団体名ではなく、代表機関（提出者）の法人名でよい。 共同事業体の団体名で提出が必要な場合、代表機関（提出者）の社印でも承認されるか。	「法人・団体名」は共同事業体の団体名とし、代表者情報を併記してください。 社印は代表機関のものを使用してください。
共同事業体に学術機関が参画する場合、学術機関も同様、「京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者」として、「イ 追加書類」を提出する必要があるか。また、必要な場合、（ア）～（キ）のうち、一部が大学名義・一部が研究センター名義（大学が設置する研究センター）として提出をすることは可能か。 ※大学・研究センターそれぞれで、提出可否書類が混在するため。	学術機関も同様に「イ 追加書類」をご提出ください。 また、提出書類の名義は統一してください。

○契約仕様書（案）

3 成果品

質問	回答
「業務成果品一式」および「電子成果品一式」と記載があるが、具体的には何か。（報告書データやアンケート集計データ、イベント記録用動画以外にあるか。） また、「記録用の動画」については、指定の納品形式があるか。	報告書データやアンケート集計データ、イベント記録用動画の他に、3Dマップを作製した場合はそのデータも納品してください。 また、記録用の動画については Windows 標準の再生環境での互換性を確保したうえで、光学ディスクにより納品してください。

○その他

質問	回答
共同事業体から再委託が必要な場合、「あらかじめ本市の承認を得ること」とあるが、具体的な手続き内容はどのようなものか。 軽微な再委託（例：30 万円未満）など、上記手続きが不要になる基準はあるか。	再委託には本市への申請と、本市による承諾が必要となります。再委託の要件等については、下記 URL をご参照ください。 ＜再委託について＞ https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/seido/pdf/saiitaku.pdf
京都の大学との連携を検討する中で、謝金は委託金額に計上できるか。（謝金の扱いについて伺いたい）	謝金は委託金額に計上可能です。 なお、共同事業体を組成される場合、共同事業体外の学術機関等に対する謝金は委託金額に計上可能ですが、共同事業体内の学術機関等への謝金については計上できません。